

4. 使用を終えて保管している PCB 使用安定器について

●安定器は、照明器具の裏側に設置され、電灯のちらつきを安定させる装置のことで、蛍光灯安定器、ナトリウム灯安定器、水銀灯安定器などがあります。下の写真に示す電気機器が安定器です。



使用を終えて保管している PCB 使用安定器は何台（又は何 kg）ありますか。
 PCB の使用の有無が不明な場合には、別紙 2「安定器の PCB 使用・不使用の判別方法」により判別してください。
 PCB 使用安定器を保管していない場合は、「0」（ゼロ）を記入してください。

保管中の「PCB 使用安定器」	台数 又は 重量
	台 ・ kg

5. PCB 使用安定器の使用について

●業務用・施設用の照明器具を使用し、建物の建築時期が昭和 52 年（1977 年）3 月以前の場合は、照明器具の付属品である安定器に PCB が使用されている可能性があります。

① 建物の建築時期は昭和 52 年（1977 年）3 月以前である	（ はい ・ いいえ ）
② ①で「はい」の場合、昭和 52 年 3 月以降に、建物ごとやフロアごと照明器具の交換工事をした	（ はい ・ いいえ ）

PCB 使用安定器について、使用中のものがありますか。
 PCB 使用の有無が不明な場合には、別紙 2「安定器の PCB 使用・不使用の判別方法」により判別してください。
 確認できない場合は、「不明」を選択してください。

③ PCB 使用安定器を使用している	（ はい ・ いいえ ・ 不明 ）
--------------------	-------------------

以上で調査は終了です。ご協力誠にありがとうございました。

PCB 使用電気機器等の保有に関する調査票

PCB 使用電気機器等は、PCB 廃棄物特別措置法及び PCB 処理基本計画で定められた期限までに必ず処理しなければなりません。
下記の期間中に処理を実施しない場合、罰則等が適用されることがありますのでご注意ください。

- 船橋市内の高濃度 PCB 廃棄物の処分期間及び計画的処理完了期限
 - 変圧器・コンデンサー等
 - 処分期間 : 令和 4 年 3 月 31 日まで
 - 計画的処理完了期限 : 令和 5 年 3 月 31 日
 - 安定器等・汚染物
 - 処分期間 : 令和 5 年 3 月 31 日まで
 - 計画的処理完了期限 : 令和 6 年 3 月 31 日
- 低濃度(微量) PCB 廃棄物の処理期限 : 令和 9 年 3 月 31 日

使用中の電気設備については、接触等により感電の恐れがあり非常に危険ですので、通電中の設備には近づかないでください。
 銘板記載内容等については、既に作成された書類により確認できる範囲で調査してください。また、機器を調査する場合は電気設備を管理している電気主任技術者に必ずご相談ください。

調査票の記入にあたっては、別紙 1「高濃度 PCB 使用・不使用の判別方法」及び別紙 2「安定器の PCB 使用・不使用の判別方法」を参考にしてください。

記入者情報

回答内容について問い合わせをすることがありますので、必ず記入をお願いします。電気主任技術者の連絡先が記入者と同じ場合は「上記と同じ」で構いません。

記入年月日	令和 年 月 日		
調査対象事業所名			
調査対象事業所住所	〒		
記入者氏名		電話番号	- -
電気主任技術者	氏名		
	住所		
	電話番号		

調査票は、必要事項をご記入の上、下記の住所または FAX 番号宛にご送付くださいますようお願いいたします。

【お問い合わせ・送付先】

〒273-8501 船橋市湊町 2 丁目 10 番 25 号
 船橋市環境部廃棄物指導課 PCB 担当宛

TEL : 047-436-3812 FAX : 047-436-2448

1. PCB 特別措置法に基づく届出の有無について

PCB 特別措置法に基づき、**船橋市に** PCB 使用電気機器等の保管等状況について届出をしている場合は「あり」に、していない場合は「なし」に○印をつけてください。

船橋市への PCB 特別措置法の届出	(あり ・ なし)
--------------------	-------------

2. 変圧器、コンデンサー等の保有の有無について

●下の写真に示す電気機器が変圧器、コンデンサーです。



変圧器



コンデンサー

●その他、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器及び中性点抵抗器は変圧器類、避雷器（サージアブソーバー）はコンデンサー類としてください。

① 使用を終えて保管している変圧器、コンデンサー等について

使用を終えて保管している変圧器、コンデンサー等がありますか。

保管している場合は「あり」に、保管していない場合は「なし」に○印をつけてください。

使用を終えて保管している 変圧器、コンデンサー等	(あり ・ なし)
-----------------------------	-------------

② 使用中の変圧器、コンデンサー等について

使用中の変圧器、コンデンサー等を保有していますか。

保有している場合は「あり」に、保有していない場合は「なし」に○印をつけてください。

使用中の変圧器、コンデンサー等	(あり ・ なし)
-----------------	-------------

3. 変圧器類、コンデンサー等の保有台数について

以下の項目のうち、**使用中の機器については、近づく**と危険ですので、**既に作成された書類等により、確認できる範囲**でお答えください。

- ① 高濃度の PCB を使用していると判別された機器の保管台数及び使用台数を「高濃度 PCB」欄に記入してください。別紙1「変圧器・コンデンサーの高濃度 PCB 使用・不使用の判別方法」を参考に判別をお願いします。
- ② 低濃度(微量)の PCB を使用していると判別された機器の保管台数及び使用台数を「低濃度 PCB」欄に記入してください。
※低濃度(微量)PCB 使用機器については、メーカー等に問い合わせをお願いいたします。判別には絶縁油の分析が必要になる場合があります。
- ③ PCB が含まれていないと判別された機器の保管台数及び使用台数を「PCB なし」欄に記入してください。(台数がわからない場合は記入不要です。)
- ④ PCB 使用の有無が確認できない機器については「不明」欄に保管台数及び使用台数を記入してください。

PCB 使用の有無	機器の種類	保管台数	使用台数
① 高濃度 PCB	変圧器類	台	台
	コンデンサー類	台	台
② 低濃度(微量)PCB	変圧器類	台	台
	コンデンサー類	台	台
③ PCB なし	変圧器類	台	台
	コンデンサー類	台	台
④ 不明	変圧器類	台	台
	コンデンサー類	台	台